

## 第1章 学校施設整備基本計画について

## 1 学校施設整備基本計画の位置づけ

武蔵野市学校施設整備基本方針を具体化させ、関連する市の計画等との整合を図り、質の高い教育を可能とする環境整備を盛り込み、今後の20年間を見据えた計画とすることが求められます。

現在小中一貫教育実施についての方向性は定まっていないため、小中学校別改築、小中一貫教育校（施設一体型義務教育学校）建築の両方の可能性を見据えた記載としています。

## 2 計画の期間と見直しサイクル

当初10年間の実行計画、次の10年間の展望計画の20年間とし、10年で計画を見直します。

## 3 本市の学校施設をめぐる現状（略）

## 4 本市の学校施設をめぐる課題

・公共施設等総合管理計画を踏まえた検討 ・最適な更新時期の決定 ・学校内で全ての棟を同時に更新 ・児童生徒数の推移 ・適正規模を超えた場合の検討 ・教育活動を十分に行うための校地の確保 ・共同調理場の改築を含めた対策

## 第2章 学校施設整備に向けた考え方

## 1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標

義務教育9年間を通して、意図的・計画的に発達段階に応じた教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、人間力を高め、自分らしい生き方を実現する教育を目指します。

配慮を要する子どもへの特別な支援をはじめ、子どもの貧困問題の解決や地域コミュニティの活性化という視点に立って、学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもたちの育ちや学びを支援する地域基盤をより一層確かなものとしします。

## 2 学校施設整備に向けた考え方

## (1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・協働的な学びができる学校

①多様な学習形態、弾力的な活動を可能とする教室・教室まわり ②情報環境の充実、高度な教育機器を導入した高機能な教室 ③積極的に活用できる学校図書館・メディアセンターの整備 ④教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり ⑤学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画

## (2) 健康的かつ安全で豊かな、ユニバーサルデザインに配慮した学校

①ゆとりと潤いのある生活の場 ②豊かな人間性を育成する多様な交流の場 ③健康に配慮した計画 ④体力向上のために十分な運動用空間の確保 ⑤地震等の災害に対する安全性の確保 ⑥安全・防犯への対応 ⑦誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した環境整備 ⑧インクルーシブ教育の実現を可能とする施設 ⑨カウンセリングの充実のための施設

## (3) 周囲の環境と調和し、地域のつながりを育てる学校

①学校・家庭・地域の連携協力 ②地域における児童福祉の場となる学校施設 ③多機能化・複合化に対応した施設 ④生涯学習の場となる学校施設 ⑤地域の避難所となる学校施設 ⑥環境と共生し、環境教材となる施設 ⑦地域の自然や文化性を活かした環境に配慮した施設 ⑧永く愛される学校

## 第3章 計画・設計の具体的条件

## 1 施設規模（各諸室の必要規模及び室数）

各諸室の必要規模及び室数については、国の補助基準で定められた必要面積及び児童生徒一人当たりの基準面積を基準とし、人口推計で想定される最大級数で算定します。

普通教室は、収納部分を除き65㎡前後とし、各学年をまとめた配置とできるよう必要な室数を確保します。習熟度別学習教室は学級増にも対応できるよう、転用や間仕切りが可能な仕様を検討します。

特別教室は、想定される最大の学級数と必要な授業時数等をあわせて勘案し、十分な室数を確保します。

運動施設について、現在の施設を参考に授業に必要な標準的な規模を確保します。

## 2 各諸室等の配置（ゾーニング）

学校施設の諸室は性質ごとにゾーニングをしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとめた配置を基本とします。また、複合施設と共同利用するうえで利便性を向上させ、施設管理において学校に負荷をかけないため、管理区分を設けます。

普通教室・習熟度別学習教室の配置は、従来の南面にこだわらず、自然採光の確保及び室内の照明及び冷暖房設備の活用を前提に、児童生徒の教育環境として最良の結果を得られるよう計画します。

校庭の配置はこれまで校舎の南側に配置することを基本としていましたが、更新時に仮設校舎が必要な場合も生じ、建築費にも大きく影響することや、校庭における日陰部分の確保の必要性などから、今後の更新においては水はけ等必要な機能を確保したうえで、従来の南側校庭以外の配置も検討します。

プールについて、校地の条件によっては学校外施設の活用、複数校での共同利用、及び地域住民との共同利用を検討します。

## 参考 小中学校別改築と、施設一体型義務教育学校として建築する場合に想定される主な検討事項

## 《小中学校別改築の場合》

- ・現在の学区を基本としますが、将来的に人口が減少した際には、適正な学校規模を維持するための学区の見直しや統廃合の可能性及び施設の多機能化・複合化を検討する場合も考えられます。
- ・日影規制など現在の学校施設の建設後に改正、制定された法的規制等により、現在と同じ配置・規模等での改築ができない場合があります。

## 《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

- ・学区は地域コミュニティのつながりにより近い、現在の小学校の学区を基本に考えます。一つの学区内に複数の学校がある場合には、より校地の広い学校での設置を検討します。
- ・義務教育学校ではより多くの施設面積が必要となるため、教育課程外の活動も含めた十分な運動施設の確保ができない可能性があります。その場合は校舎不設置校地を活用することを検討します。

## ご意見の募集について

### ◆ ご意見の提出方法

- 電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付はいたしません。
- ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえご提出をお願いいたします。

### ◆ 募集期間

平成29年4月1日（土）～4月21日（金）まで（必着）

※ ご提出いただいたご意見の内容は、原則公開とさせていただきます。

#### 【あて先（問い合わせ先）】

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会

事務局 武蔵野市教育委員会 教育部教育企画課 財務係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1895（直通） F A X：0422-51-9260（直通）

e-mail：sec-kyouiku@city.musashino.lg.jp